

第 6 0 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため
の措置に関する法律の制定に伴い、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のため、
児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講ずるほか、児童福祉法等の一部改
正に伴い、満 3 歳以上の児童のみを対象とする小規模保育の職員配置の基準を定める
等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 （略） 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 （略） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 <u>（第51条－第52条）</u> 第4章 （略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	目次 第1章・第2章 （略） 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 （略） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 <u>（第51条・第52条）</u> 第4章 （略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正後	改正前
(1)～(5) (略) (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 (6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 (7)～(11) (略) (11)の2 <u>教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する<u>教育認定子ども</u>をいう。 (11)の3 <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する<u>満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。 (11)の4 <u>保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する<u>保育認定子ども</u>をいう。 (12)～(27) (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	(1)～(5) (略) (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。 (7)～(11) (略) (12)～(27) (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

改正後	改正前
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意	ならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの</u>総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意

改正後	改正前
思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別	思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別

改正後	改正前
支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(<u>第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。</u>) (8)～(11) (略) (職員) 第21条の2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に置くべき保育士、<u>兵庫県の区域に係る児童福祉法第1</u>	支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(<u>第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。</u>) (8)～(11) (略) (職員) 第21条の2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に置くべき保育士、<u>(兵庫県が児童福祉法第18条の27</u>

改正後	改正前
8条の29に規定する<u>地域限定保育士</u>及び<u>保育教諭</u>（認定こども園に限る。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上とする。 (1)～(4) （略） <u>（利用定員の遵守）</u> 第22条 （略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準） 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は<u>兵庫県</u>の<u>区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>）及び<u>保育教諭</u>（認定こども園に限る。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上とする。 (1)～(4) （略） <u>（定員の遵守）</u> 第22条 （略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準） 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められ

改正後	改正前
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは、「<u>教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」と、第21条の2中「特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準	た法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは、「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」と、第21条の2中「特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提

改正後	改正前
を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、第7条第2項及び第21条の2を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含	供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、第7条第2項及び第21条の2を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項

改正後	改正前
む。)」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第37条（略） 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u> (1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等</u>	第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第37条（略） 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u>

改正後	改正前
<u>監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> <u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案</u>	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 <u>特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>

改正後	改正前
<u>し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> <u>4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u> <u>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が	<u>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u> <u>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が

改正後	改正前
継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) （略） (3) 当該<u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）</u>により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 （略） 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。	継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) （略） (3) 当該<u>特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）</u>を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 （略） 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。

改正後	改正前
(1)・(2) (略) <u>8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9 (略)</u> <u>10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び	(1)・(2) (略) <u>8 (略)</u> <u>9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）</u>の支払を受けるものとする。 2～6 (略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び

改正後	改正前
利用に当たっての留意事項（<u>第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) （略） （勤務体制の確保等） 第４７条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ （略） （<u>利用定員の遵守</u>） 第４８条 （略） （記録の整備） 第４９条 （略） ２ 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5) （略） （準用） 第５０条 第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１	利用に当たっての留意事項（<u>第３９条第２項に規定する選考方法</u>を含む。） (8)～(11) （略） （勤務体制の確保等） 第４７条 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ （略） （<u>定員の遵守</u>） 第４８条 （略） （記録の整備） 第４９条 （略） ２ 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5) （略） （準用） 第５０条 第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１

改正後	改正前
1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>）について」と、<u>第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは、「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 2 5 条中「各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）</u>）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</u> （特別利用地域型保育の基準） 第 5 1 条 <u>特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）</u>の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えな	1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>）について」と、<u>第 1 2 条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 1 4 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは、「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u> （特別利用地域型保育の基準） 第 5 1 条 <u>特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前</u>

改正後	改正前
いものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項及び第52条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（<u>第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>第52条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章（<u>第43条第1項を除く。</u>）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満</u>	<u>子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（<u>第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「教育・保育給付

改正後	改正前
<u>3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u> <u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の</u>	認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u>

改正後	改正前
<u>規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 3 項中「第 1 9 条第 2 号」とあるのは「第 1 9 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。</u> （特定利用地域型保育の基準） 第 5 2 条 <u>特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u>	（特定利用地域型保育の基準） 第 5 2 条 <u>特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u>

改正後	改正前
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 附 則	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 附 則

改正後	改正前
(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年芦屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第13条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ</u>	(虐待等の禁止) 第13条 (略)

改正後	改正前
<u>る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （衛生管理等） 第 1 4 条 （略） （職員） 第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（保育士又は兵庫県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士をいう。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 ・ 3 （略）	（衛生管理等） 第 1 4 条 （略） （職員） 第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>兵庫県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、</u>保育士又は兵庫県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 ・ 3 （略）

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正）

第 3 条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 2 7 年芦屋市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保育料) 第3条 次の教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額は、零とする。 ア <u>法第27条第1項に規定する教育認定子ども</u> イ <u>法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子ども</u> （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。） 2 <u>法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）の保育料は、別表第1に定めるとおりとする。 3～6 （略） 別表第1（第3条関係） （略） 備考 1～3 （略） 4 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。</u>）の額については、次のとおりとする。 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、第314	(保育料) 第3条 次の教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額は、零とする。 ア <u>法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども</u> イ <u>法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども</u> （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。） 2 <u>法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）の保育料は、別表第1に定めるとおりとする。 3～6 （略） 別表第1（第3条関係） （略） 備考 1～3 （略） 4 この表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、第314

改正後	改正前
条の9、同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、<u>第7条の3第3項</u>並びに第45条の規定は適用しない。 (2) (略) 5～10 (略) 別表第2（第4条―第5条の3関係） 1 預かり保育料～4 乳児等通園支援利用料 (略) 備考 1 (略) 2 2 延長保育料の表の規定にかかわらず、別表第1の保育短時間の区分に該当する教育・保育給付認定保護者等が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合において、その1月当たりの延長保育料は次のとおりとする。 (1) <u>法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 零 (2) (略)	条の9、同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項、第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、<u>第7条の3第2項</u>並びに第45条の規定は適用しない。 (2) (略) 5～10 (略) 別表第2（第4条―第5条の3関係） 1 預かり保育料～4 乳児等通園支援利用料 (略) 備考 1 (略) 2 2 延長保育料の表の規定にかかわらず、別表第1の保育短時間の区分に該当する教育・保育給付認定保護者等が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合において、その1月当たりの延長保育料は次のとおりとする。 (1) <u>法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 零 (2) (略)

（芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」と

いう。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(最低基準の目的) 第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>若しくは</u>同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規	(最低基準の目的) 第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規

改正後	改正前
定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>この条</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、<u>次に掲げる事項</u>(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u>」という。))を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。)にあっては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該<u>家庭的保育事業者等</u>(<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該<u>連携施設</u>において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (略) 7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項の施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項にお</u>	定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、<u>次に掲げる事項</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該<u>家庭的保育事業者等</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該<u>連携施設</u>において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (略) 7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項の施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 第13条 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>いて準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （家庭的保育事業所等内部の規程） 第 1 8 条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員<u>（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）</u> (7)～(11) （略） （職員） 第 2 4 条 （略） 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>保育士又は兵庫県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）をいう。</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第 1 8 条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) （略） （職員） 第 2 4 条 （略） 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>兵庫県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

改正後	改正前
(1)・(2) (略) 3 (略) (小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び<u>小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士(<u>保育士又は兵庫県</u>の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(1)・(2) (略) 3 (略) (小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型</u>及び<u>小規模保育事業C型</u>とする。 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士(<u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師又は看護師を1人に限り</u>、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置	（職員） 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が

改正後	改正前
かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (利用定員) 第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>保育士又</u>	行う研修を含む。)を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 (利用定員) 第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>兵庫県が</u>

改正後	改正前
は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 前2項の規定により<u>看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (連携施設に関する特例) 第46条 (略) 2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保</u>	法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、<u>保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 (連携施設に関する特例) 第46条 (略)

改正後	改正前
<u>育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> (職員) 第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	(職員) 第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</u>

改正後	改正前
5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 <u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設	（準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、<u>同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 <u>家庭的保育事業者等</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

改正後	改正前
設の確保をしないことができる。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条中第13条の2の改正規定及び第4条中第13条の改正規定 令和8年12月25日
 - (3) 第3条の改正規定（「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改める部分に限る。） 令和10年1月1日
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定に伴い、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のため、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講ずるほか、児童福祉法等の一部改正に伴い、満3歳以上の児童のみを対象とする小規模保育の職員配置の基準を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

ア 満3歳以上限定小規模保育事業の創設

(ア) 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下同じ。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、満3歳以上保育認定子どもに係る利用定員を定めるものとする。（第37条）

(イ) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みにおいて、利用定員の総数を超える場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。（第39条）

(ウ) その他所要の規定の整備

イ 兵庫県が地域限定保育士制度の認定を受けたことに伴う規定の整理

（第21条の2）

(2) 芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア 児童対象性暴力等の防止（第13条の2）

児童対象性暴力等の防止及び利用乳幼児の適切な保護のため、児童等対象業

務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる。

イ 兵庫県が地域限定保育士制度の認定を受けたことに伴う規定の整理

(第23条)

(3) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正 (第3条関係)

ア 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係規定の整理

(第3条及び別表第2)

イ 地方税法を引用する項の繰下げに伴う関係規定の整理 (別表第1)

(4) 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (第4条関係)

ア 満3歳以上限定小規模保育事業の創設

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、保育内容の支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園を適切に確保することとする。

(第6条及び附則第3条)

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業における職員の配置基準を次のとおりとする。(第30条)

区分	満3歳以上限定 小規模保育事業	保育所・認定こども園
3歳児	1 : 15	1 : 15
4歳児以上	1 : 20	1 : 20

(ウ) その他所要の規定の整備

イ 児童対象性暴力等の防止 (第13条)

(2) アと同じ。

ウ 小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における理学療法士等のみなし保育士化

(第30条、第32条、第45条及び第48条)

(ア) 保育士の数の算定に当たっては、特定理学療法士等(※)を1人に限り、

保育士とみなすことができることとする。

※ 特定理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、療育指導業務に５年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。

(イ) 特定理学療法士等が保育を行うに当たって、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(ウ) (ア)及び(イ)により、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、看護師等が保育を行うに当たって、保育士((イ)による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

エ 兵庫県が地域限定保育士制度の認定を受けたことに伴う規定の整理

(第２４条、第３０条、第３２条、第４５条及び第４８条)

(5) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) ２(1)、２(2)イ、２(3)ア、２(4)ア、ウ及びエ並びに２(5)の規定 公布の日の翌日
- (2) (5)の規定 公布の日
- (3) ２(2)ア及び２(4)イの規定 令和８年１２月２５日
- (4) ２(3)イの規定 令和１０年１月１日
- (5) 児童福祉法等の一部を改正する法律附則の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

児童福祉法抜粋（_____部分は、令和8年12月25日施行）

第21条の5の18（第1項省略）

（第2項及び第3項省略）

4 指定障害児通所支援事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第34条の16（第1項省略）

（第2項及び第3項省略）

4 第21条の5の18第4項の規定は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者について準用する。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和8年12月25日施行）

（定義）

第2条（第1項省略）

2 この法律において「児童対象性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等及び前項第2号に掲げる者に対して行われるこれに相当する行為をいう。

（第3項から第8項まで省略）

（犯罪事実確認義務等）

第4条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（この法律の施行の際現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業についてこの法律の施行の際現に教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の日（以下この項及び第3項において「施行日」という。）

の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であつて施行日後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。)を除く。次項において同じ。)について、当該業務を行わせるまでに、第33条第1項に規定する犯罪事実確認書(以下この章及び次章において「犯罪事実確認書」という。)による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認(以下「犯罪事実確認」という。)を行わなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

条例で定める基準について

省令で定められている内容に基づいて、現行の本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、乳児等通園支援事業並びに家庭的保育事業の運営実態を検証した結果、府令及び省令の「従うべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同一内容とし、省令の「参酌すべき基準」についても、同一内容とする。

【省令の基準】

ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。

イ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

府 令／省 令	条 例	内 容	基準類型
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例			
第 6 条第 1 項から第 4 項まで	第 6 条第 1 項から第 4 項まで	正当な理由のない提供拒否の禁止等	従う
第 3 7 条	第 3 7 条	特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員	従う
第 3 9 条第 1 項から第 4 項まで	第 3 9 条第 1 項から第 4 項まで	正当な理由のない提供拒否の禁止等	従う
第 4 2 条第 1 項から第 1 1 項まで	第 4 2 条第 1 項から第 1 1 項まで	特定教育・保育施設等との連携	従う
第 5 0 条	第 5 0 条	準用	従う
第 5 1 条の 2	第 5 1 条の 2	特別利用地域型保育の基準（満 3 歳以上限定小規模保育事業者）	従う
附則第 5 条	附則第 5 条	連携施設に関する経過措置	従う
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			
第 1 3 条の 2	第 1 3 条の 2	児童対象性暴力等の防止	従う
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例			
第 6 条	第 6 条	保育所等との連携	従う
第 1 3 条	第 1 3 条	児童対象性暴力等の防止	従う

第 1 8 条	第 1 8 条	家庭的保育事業所等内部の規程	参酌
第 2 9 条	第 3 0 条	職員（小規模保育事業所 A 型）	従う
第 3 1 条	第 3 2 条	職員（小規模保育事業所 B 型）	従う
第 4 4 条	第 4 5 条	職員（保育所型事業所内保育事業所）	従う
第 4 7 条	第 4 8 条	職員（事業所内保育事業を行う事業所）	従う
附則第 3 条	附則第 3 条	連携施設に関する経過措置	従う

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくなるための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - ー 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - ー 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行日: 令和8年12月25日